



福島医発第73号（地）
平成28年4月8日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令及び蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針の一部を改正する件の施行について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省健康局結核感染症課より日本医師会を通じて連絡がありました。

本改正の概要は、感染症法に規定する特定感染症予防指針を定める感染症に「ジカウイルス感染症」を追加すること及び蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針に「ジカウイルス感染症」に関する記述を追加することです。

なお、本改正は公布日（3月30日）から適用されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 廣瀬真恵

(地Ⅲ281F)
平成28年3月31日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令及び蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針の一部を改正する件の施行について

標記の件につきまして、今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）長宛別添の通知がなされました。

本改正の概要は、感染症法に規定する特定感染症予防指針を定める感染症に「ジカウイルス感染症」を追加し、蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針に「ジカウイルス感染症」に関する記述を追加し、3月30日付で公布及び施行・適用されたことでもあります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健感発 0330 第 1 号
平成 28 年 3 月 30 日

各

都	道	府	県		
保	健	所	設	置	市
特	別	区			

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令及び蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針の一部を改正する件の施行について(施行通知)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成 28 年厚生労働省令第 49 号。以下「改正省令」という。)及び蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針の一部を改正する件(平成 28 年厚生労働省告示第 119 号。以下「改正告示」という。)については、本日、別紙のとおり公布及び施行・適用されたところである。これらの概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、貴管内市町村(保健所を設置する市及び特別区を除く。)及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 改正の趣旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令(平成 28 年政令第 41 号)において、「ジカウイルス感染症」を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)上の四類感染症に、また、検疫法(昭和 26 年法律第 201 号)上の検疫感染症に指定し、国内対策、水際対策を図ったところである。

「ジカウイルス感染症」は蚊が媒介する感染症であるが、蚊媒介感染症については、平成 27 年 4 月、蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針(平成 27 年厚生労働省告示第 260 号。以下「蚊の指針」という。)を策定し、国・都道府県・医療機関等が一体となって対策を講じているところ、「ジカウイルス感染症」についても、蚊の指針で感染症対

策を推進する感染症に追加し、対策を強化する必要があることから所要の措置を講じる。

第二 改正省令の概要等

1 概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成 10 年厚生省令第 99 号) 第 2 条に規定する特定感染症予防指針を定める感染症に「ジカウイルス感染症」を追加する。

2 施行期日

公布の日（平成 28 年 3 月 30 日）から施行する。

第三 改正告示の概要等

1 概要

「ジカウイルス感染症」は蚊が媒介する感染症であり、デング熱やチクングニア熱同様、国内各地に分布するヒトスジシマカが媒介することが知られており、重点的に対策を講じる必要があるため、蚊の指針に「ジカウイルス感染症」に関する記述を追加する。

2 適用期日

公布の日（平成 28 年 3 月 30 日）から適用する。

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（特定感染症予防指針を作成する感染症） 第二条 法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める感染症は、次に掲げるものとする。 一 四 （略） 五 後天性免疫不全症候群 六 ジカウイルス感染症 七 性器クラミジア感染症 八 二十二 （略）	（特定感染症予防指針を作成する感染症） 第二条 法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める感染症は、次に掲げるものとする。 一 四 （略） 五 後天性免疫不全症候群 六 （新設）性器クラミジア感染症 七 二十一 （略）

○ 蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針の一部を改正する件 新旧対照条文
蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針（平成二十七年厚生労働省告示第二百六十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
国際的な人の移動の活発化に伴い、国内での感染があまり見られない感染症について、海外から持ち込まれる事例が増加している。 Deng 熱などの蚊が媒介する感染症（以下「蚊媒介感染症」という。）についても、海外で感染した患者の国内での発生が継続的に報告されている。 我が国においては、平成二十六年八月、Deng 熱に国内で感染した患者が、昭和十七年から二十年までの間に報告されて以来、約七十年ぶりに報告された。現在、Deng 熱については、特異的な治療法は存在せず、ワクチンも実用化に向けた研究開発が進められている段階であり、また、Deng 出血熱と呼ばれる重篤な症状を呈する場合がある。このような蚊媒介感染症のまん延防止のためには、平常時から感染症を媒介する蚊（以下「媒介蚊」という。）の対策を行うこと、国内において蚊媒介感染症が媒介蚊から人に感染した症例（以下「国内感染症例」という。）を迅速に把握すること、発生時に的確な媒介蚊の対策を行うこと、蚊媒介感染症の患者に適切な医療を提供することなどが重要である。しかしながら、近年、国内感染症例が発生した蚊媒介感染症は、予防接種の普及により年間数件の発生にとどまる日本脳炎に限られており、感染症対策の一環として、平常時における媒介蚊の対策だけでなく、国内に常在しない蚊媒介感染症が国内で発生した際の媒介蚊の対策が十分に実施されていないという現状がある。そのため、近年、各地方公共団体における媒介蚊の対策に関する知識や経験が失われつつあるとともに、国民の媒介蚊に対する知識や危機感が希薄になりつつある中、媒介蚊の対策を含む蚊媒介感染症の対策の充実が喫緊の課題となっている。こうした蚊媒介感染症の感染経路、流行した場合に社会に与える影響等に鑑みると、行政関係者や医療関係者はもちろんのこと、国民一人一人がその予防に積極的に取り組んでいくことが極めて重要である。 蚊媒介感染症であるジカウイルス感染症及びチクングニア熱について	国際的な人の移動の活発化に伴い、国内での感染があまり見られない感染症について、海外から持ち込まれる事例が増加している。 Deng 熱などの蚊が媒介する感染症（以下「蚊媒介感染症」という。）についても、海外で感染した患者の国内での発生が継続的に報告されている。 我が国においては、平成二十六年八月、Deng 熱に国内で感染した患者が、昭和十七年から二十年までの間に報告されて以来、約七十年ぶりに報告された。現在、Deng 熱については、<u>ワクチンや特異的な治療法は存在せず</u>、また、Deng 出血熱と呼ばれる重篤な症状を呈する場合がある。このような蚊媒介感染症のまん延防止のためには、平常時から感染症を媒介する蚊（以下「媒介蚊」という。）の対策を行うこと、国内において蚊媒介感染症が媒介蚊から人に感染した症例（以下「国内感染症例」という。）を迅速に把握すること、発生時に的確な媒介蚊の対策を行うこと、蚊媒介感染症の患者に適切な医療を提供することなどが重要である。しかしながら、近年、国内感染症例が発生した蚊媒介感染症は、予防接種の普及により年間数件の発生にとどまる日本脳炎に限られており、感染症対策の一環として、平常時における媒介蚊の対策だけでなく、国内に常在しない蚊媒介感染症が国内で発生した際の媒介蚊の対策が十分に実施されていないという現状がある。そのため、近年、各地方公共団体における媒介蚊の対策に関する知識や経験が失われつつあるとともに、国民の媒介蚊に対する知識や危機感が希薄になりつつある中、媒介蚊の対策を含む蚊媒介感染症の対策の充実が喫緊の課題となっている。こうした蚊媒介感染症の感染経路、流行した場合に社会に与える影響等に鑑みると、行政関係者や医療関係者はもちろんのこと、国民一人一人がその予防に積極的に取り組んでいくことが極めて重要である。 蚊媒介感染症であるチクングニア熱については、現時点では国内感

ては、現時点では国内感染症例が報告されていない。しかしながら、デング熱、ジカウイルス感染症及びチクングニア熱については、いずれも日本国内に広く分布するヒトスジシマカが媒介することが知られている。また、平成二十七年には、インド、台湾等でデング熱の流行が、ブラジルを始めとする中南米地域でジカウイルス感染症の流行が報告されており、いずれも海外で蚊媒介感染症にかかった者が帰国又は入国する例（以下「輸入感染症例」という。）を起点として国内での感染が拡大する可能性が常に存在する。蚊媒介感染症としては、これら以外にも、マラリア、ウエストナイル熱、日本脳炎などがある。マラリアについては、媒介蚊であるハマダラカが国内の人口が密集している地帯には生息していない。ウエストナイル熱については、発症している際の人の血中におけるウイルス量が少なく、媒介蚊のみを介した人から人への感染環が成立しないことから、デング熱、ジカウイルス感染症及びチクングニア熱と比して、輸入感染症例を起点として国内感染症例が発生する可能性は低い。日本脳炎については、効果的なワクチンが既に存在し、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）に基づく定期の予防接種が実施されている。こうした理由から、現時点では、デング熱、ジカウイルス感染症及びチクングニア熱については、その感染が国内で拡大する可能性が高いと考えられる。このため、本指針では、デング熱、ジカウイルス感染症及びチクングニア熱を、重点的に対策を講じる必要がある蚊媒介感染症に位置付け、これらの感染症の媒介蚊であるヒトスジシマカが発生する地域における対策を講じることにより、その発生の予防とまん延の防止を図ることを主たる目的とする。なお、これら以外の蚊媒介感染症（ウエストナイル熱、黄熱、西部ウマ脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎、マラリア、野兔病及びリフトバレー熱）についても、共通する対策は必要に応じて講じるものとする。

本指針は、このような状況を受け、蚊媒介感染症について、適切なリスク評価を行った上で、必要な範囲において対策を実施することを目標とする。あわせて、その目標を達成するため、国、地方公共団体、医療関係者、国民等、全ての関係者が連携して取り組んでいくべき施策について、新たな方向性を示すものである。

本指針は、蚊媒介感染症の発生動向、蚊媒介感染症の予防・治療等に関する最新の科学的知見、本指針に基づく取組の進捗状況等を勘案

感染症例が報告されていない。しかしながら、デング熱及びチクングニア熱については、いずれも日本国内に広く分布するヒトスジシマカが媒介することが知られており、また、いずれも海外で蚊媒介感染症にかかった者が帰国又は入国する例（以下「輸入感染症例」という。）が増加傾向にあることから、輸入感染症例を起点として国内での感染が拡大する可能性が常に存在する。蚊媒介感染症としては、これら以外にも、マラリア、ウエストナイル熱、日本脳炎などがある。マラリアについては、媒介蚊であるハマダラカが国内の人口が密集している地帯には生息していない。ウエストナイル熱については、発症している際の人の血中におけるウイルス量が少なく、媒介蚊のみを介した人から人への感染環が成立しないことから、デング熱やチクングニア熱と比して、輸入感染症例を起点として国内感染症例が発生する可能性は低い。日本脳炎については、効果的なワクチンが既に存在し、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）に基づく定期の予防接種が実施されている。こうした理由から、現時点では、デング熱及びチクングニア熱については、その感染が国内で拡大する可能性が高いと考えられる。このため、本指針では、デング熱及びチクングニア熱を、重点的に対策を講じる必要がある蚊媒介感染症に位置付け、これらの感染症の媒介蚊であるヒトスジシマカが発生する地域における対策を講じることにより、その発生の予防とまん延の防止を図ることを主たる目的とする。なお、これら以外の蚊媒介感染症（ウエストナイル熱、黄熱、西部ウマ脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎、マラリア、野兔病及びリフトバレー熱）についても、共通する対策は必要に応じて講じるものとする。

本指針は、このような状況を受け、蚊媒介感染症について、適切なリスク評価を行った上で、必要な範囲において対策を実施することを目標とする。あわせて、その目標を達成するため、国、地方公共団体、医療関係者、国民等、全ての関係者が連携して取り組んでいくべき施策について、新たな方向性を示すものである。

本指針は、蚊媒介感染症の発生動向、蚊媒介感染症の予防・治療等に関する最新の科学的知見、本指針に基づく取組の進捗状況等を勘案

して、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとする。

第二 発生動向の調査の強化

一・二 (略)

三 医師による診断及び届出

国は、蚊媒介感染症の迅速かつ正確な診断が全国的に可能となるよう、体外診断用医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第十四項に規定する体外診断用医薬品をいう。以下同じ。）の広範な利用に向けて、必要に応じ支援を行うこととする。また、国は、医師が蚊媒介感染症の感染が確定した患者について直ちに届出を行うことができるよう、診断から届出に至る一連の手順等を示した手引を作成し、公益社団法人日本医師会（以下「日本医師会」という。）の協力を得て、医師に周知することとする。

また、都道府県等は、蚊媒介感染症の病原体の遺伝子検査等のため、必要に応じて、蚊媒介感染症の診断がなされた後においても医師等の医療関係者に患者の検体等の提出を依頼することとする。

第四 医療の提供

一 (略)

二 診断及び治療体制の整備

一部の蚊媒介感染症の国内感染症例は現時点ではまれな事例であることから、国は、診療に当たる医師が早期の診断と適切な治療を実施できるよう、他の感染症との鑑別診断や治療方針等について、診断から治療までに至る一連の手順等を示した手引を作成するとともに、日本医師会の協力を得つつ医師に周知する。また、国は、ジカウイルス感染症及びチクングニア熱を始めとする現時点では国内感染症例の報告がない蚊媒介感染症についても、地域医療を担う医師が感染症の専門家に円滑に相談できるよう、国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「国立国際医療

して、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとする。

第二 発生動向の調査の強化

一・二 (略)

三 医師による診断及び届出

国は、デング熱やチクングニア熱等の蚊媒介感染症の迅速かつ正確な診断が全国的に可能となるよう、体外診断用医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第十四項に規定する体外診断用医薬品をいう。以下同じ。）の広範な利用に向けて、必要に応じ支援を行うこととする。また、国は、医師がデング熱やチクングニア熱等の蚊媒介感染症の感染が確定した患者について直ちに届出を行うことができるよう、診断から届出に至る一連の手順等を示した手引を作成し、公益社団法人日本医師会（以下「日本医師会」という。）の協力を得て、医師に周知することとする。

また、都道府県等は、蚊媒介感染症の病原体の遺伝子検査等のため、必要に応じて、蚊媒介感染症の診断がなされた後においても医師等の医療関係者に患者の検体等の提出を依頼することとする。

第四 医療の提供

一 (略)

二 診断及び治療体制の整備

一部の蚊媒介感染症の国内感染症例は現時点ではまれな事例であることから、国は、診療に当たる医師が早期の診断と適切な治療を実施できるよう、他の感染症との鑑別診断や治療方針等について、診断から治療までに至る一連の手順等を示した手引を作成するとともに、日本医師会の協力を得つつ医師に周知する。また、国は、チクングニア熱を始めとする現時点では国内感染症例の報告がない蚊媒介感染症についても、地域医療を担う医師が感染症の専門家に円滑に相談できるよう、国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「国立国際医療研究センター」という。）

三
（略）
「研究センター」という。）、日本医師会、関係諸学会等と連携し
つつ、協力体制の構築に努めるものとする。

三
（略）
、日本医師会、関係諸学会等と連携しつつ、協力体制の構築に努
めるものとする。

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○学校教育法施行規則及び学位規則の一部を改正する省令(文部科学一〇)
○文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び不服申立規則の一部を改正する省令(同一一)

○文部科学省組織規則の一部を改正する省令(同一二)

○国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令(同一三)

○科学技術・学術政策研究所組織規則の一部を改正する省令(同三四)
○文部科学省定員規則の一部を改正する省令(同三五)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働四九)
○独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令(同五〇)

○児童福祉法施行規則及び厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(同五一)

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(経済産業四九)

○電気事業会計規則等の一部を改正する省令(同五〇)
○一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令の一部を改正する省令(同五一)
○電源線に係る費用に関する省令の一部を改正する省令(同五二)
○渇水準備引当金に関する省令(同五三)
○電気使用制限等規則の一部を改正する省令(同五四)
○広域的運営推進機関に関する省令の一部を改正する省令(同五五)
○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同五六)

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(環境五)

〔規 則〕

○計算証明規則の一部を改正する規則(会計検査院一)
○会計検査院法施行規則の一部を改正する規則(同二)

〔告 示〕

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件(財務八四)
○株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第二十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払その他の条件を定める件の一部を改正する件(財務・農林水産・経済産業二)

○学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示(文部科学六二)
○高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することのできるものの課程の基準(同六三)
○特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することのできるものの課程の基準(同六四)
○水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する件(厚生労働一一五)
○特別インドネシア人看護師候補者及び特別インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件(同一一六)

○特別フィリピン人看護師候補者及び特別フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件(同一一七)
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件(同一一八)
○蚊媒感染症に関する特定感染症予防指針の一部を改正する件(同一一九)

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的な所有権機関の国際事務局から通知された欧州航空安全局の標章を指定した件(経済産業七八)
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的な所有権機関の国際事務局から通知されたグローバル作物多様性トラストの標章を指定した件(同七九)

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的な所有権機関の国際事務局から通知されたアフリカ知的所有権機関の標章を指定した件(同八〇)

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的な所有権機関の国際事務局から通知された東カリブ諸国機構の標章を指定した件(同八一)
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的な所有権機関の国際事務局から通知された欧州不正対策局の標章を指定した件(同八二)

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的な所有権機関の国際事務局から通知されたイスラム開発銀行の標章を指定した件(同八四)
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的な所有権機関の国際事務局から通知された国際イスラム貿易金融公社の標章を指定した件(同八五)

○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界的な所有権機関の国際事務局から通知されたカナダの紋章を指定した件(同八六)
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づきオーストラリア連邦の紋章を指定する件を廃止する件(同八七)

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的な所有権機関の国際事務局から通知された国際電気通信衛星機構の標章を指定した件(同八八)

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的な所有権機関の国際事務局から通知されたアフリカ広域知的財産機関の標章を指定した件(同八九)

(以下次のページへ続く)

○文部科学省令第十四号

文部科学省組織令(平成十二年政令第二百五十一号)第八十二条第二項の規定に基づき、科学技術・学術政策研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

文部科学大臣 馳 浩

科学技術・学術政策研究所組織規則の一部を改正する省令

科学技術・学術政策研究所組織規則(昭和六十二年総理府令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「科学技術動向研究センター」を「科学技術予測センター」に、「調査研究グループ三」を「調査研究グループ二」に改める。

第八条の見出し中「科学技術動向研究センター」を「科学技術予測センター」に改め、同条を次のように改める。

第八条 科学技術予測センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一 科学技術の将来の予測その他の科学技術に関する研究の動向の調査及び研究を行うこと(研究グループの所掌に属するものを除く。)

二 科学技術が経済社会及び国民生活に及ぼす影響の予測その他の科学技術の影響の調査及び研究を行うこと(研究グループの所掌に属するものを除く。)

第十条第一号、第十一号第一項及び第二項並びに第十二条第二項中「科学技術動向研究センター」を「科学技術予測センター」に改める。

附 則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十五号

行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第二百一十一号)第二条第二項の規定に基づき、文部科学省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

文部科学大臣 馳 浩

文部科学省定員規則の一部を改正する省令

文部科学省定員規則(平成十三年文部科学省令第十七号)の一部を次のように改正する。

附 則

(定員の特例)

4 第一条の規定にかかわらず、文部科学省の本省の定員は、平成二十八年四月一日から同年九月三十日までの間においては、一、七九一人(うち、一人は、特別職の職員(定員とする。))とする。

附 則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十一条第一項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二十一号を第二十二号とし、第六号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 ジカウイルス感染症

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号)第三十五条第一項の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則(平成十六年厚生労働省令第五十一号)を次のように改正する。

第四十五条中「二月」を「三月」に改める。

第四十七条中「送付するものとし、必要があると認めた場合には」を「送付し」に改め、「機構に對し」を削り、「ことが出来る」を「ものとする」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の副作用救済給付若しくは感染救済給付の支給の決定又は提出金の算定についての審査の申立てであつて、この省令の施行前にされた同機構の当該決定又はこの省令の施行前にされた同機構の当該算定に係るものについては、なお従前の例による。

○厚生労働省令第五十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第五十一号)の一部の施行に伴い、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十九条の八、厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第十九条第四項、児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第五条第一項及び第四十七条並びに厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)第五百五十三条第二項の規定に基づき、児童福祉法施行規則及び厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法施行規則及び厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

(児童福祉法施行規則の一部改正)

第一条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項中「地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。))を「都道府県知事」に改め、同条第三項中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める。

第六条の八第四項の表令第五項第三項及び第四項の項を次のように改める。

令第五項第三項から第五項まで及び第七項

指定保育士養成施設

指定養成施設

第六条の八第四項の表令第五項第五項の項及び令第五項第七項の項を削る。

第四十九条の八第一項中「第四号、第五号から第八号まで及び第九号に掲げる権限を」を削り、同項第一号から第三号までを削り、同項第四号を同項第一号とし、同項第五号から同項第九号までを三号ずつ繰り上げ、同項第十号及び同条第二項を削る。

第二号様式表中「地方厚生(支)局長」を「都道府県知事」に改め、同様式表中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第二の二の(1)を次のように改める。

(1) 研修内容は、各特例フィリピン人介護福祉士候補者の特性に応じて、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される介護福祉士国家試験の合格を目指すものとし、介護研修改善計画として、当該研修内容を実施するとともに、協定指針第二の二の(1)の介護研修計画に対する評価を踏まえた改善内容について明らかにしたものが作成されていること。

第二の二の(2)を削り、同(3)中「介護研修改善計画」を「(1)の介護研修改善計画」に改め、同(3)を同(2)とし、同(4)を同(3)とする。

第二の二の(4)中「(1)の(1)及び同(3)において準用する場合を含む。」を「(1)の(1)に改める。第四の二中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「受けようとする者」を「受けようとするもの」に、「第二の二の(1)の(1)の口及びハ」を「(2)から同(4)までにおいて準用する場合を含む。」を「第二の二の(1)の(2)及び(3)に、同(3)の(1)から(3)まで」を「同(3)の(1)及び(2)」に改める。

第四の二中「特例フィリピン人介護福祉士候補者」を「特例フィリピン人介護福祉士候補者」に、平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「受けようとする者」を「受けようとするもの」に、「第二の二の(1)の(1)の口及びハ」を「(2)及び同(3)において準用する場合を含む。」を「第二の二の(1)の(2)及び(3)に、同(3)の(1)から(3)まで」を「同(3)の(1)及び(2)」に改める。

第五の二の(1)中「第二の二の(3)の介護研修改善計画」を「第二の二の(3)の(1)の介護研修改善計画」に、「第二の二の(2)を次のように改める。

(2) 定期報告
イ 特例受入れ機関は、特例受入れ施設の要件の遵守状況及び労働契約の要件の遵守状況について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度の一月一日現在を取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

ロ 特例受入れ機関は、受け入れている各特例フィリピン人看護師候補者等の研修の実施状況について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度の十月一日現在を取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

第五の二の(3)の二を次のように改める。

ニ 特例受入れ機関は、受け入れている特例フィリピン人看護師候補者等について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験又は介護福祉士国家試験の結果を把握し、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

第五の二中「報告を徴収し」を「報告の提出を求め」に改める。
第六の次に別表として次の二表を加える。

別表第一(第一の三、第二の一、第五の一関係)

区分	年度
特例フィリピン人第一看護師候補者	平成二十四年度
特例フィリピン人第二看護師候補者	平成二十五年度
特例フィリピン人第三看護師候補者	平成二十六年度
特例フィリピン人第四看護師候補者	平成二十七年
特例フィリピン人第五看護師候補者	平成二十八年

別表第二(第一の三、第二の二、第五の一関係)

区分	年度
特例フィリピン人第一介護福祉士候補者	平成二十五年度
特例フィリピン人第二介護福祉士候補者	平成二十六年度
特例フィリピン人第三介護福祉士候補者	平成二十七年
特例フィリピン人第四介護福祉士候補者	平成二十八年

○厚生労働省告示第百十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二十三条の二の二十三第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成十七年厚生労働省告示第百十二号)の一部を次のように改正する。
平成二十八年三月三十日
厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第一に次のように加える。

九	測定器	1 自己検査用グルコース測定器	2 自己検査による血液中的グルコースを測定すること。
十	1 脳神経外科手術用ナビゲーションユニット	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1 日内再現性 2 日間再現性 3 システムの精確さ 4 ヘマトクリット値の評価	脳神経外科手術又は脳神経外科手術及び整形外科手術その他の外科手術において、位置情報を把握するための位置検出器から情報をコンソール上に表示すること。

別表第三の四十三の項中「TO六〇〇一」を「TO六〇〇一・二六二」に、同表五十三の項中「TO六〇〇一」を「TO七三二〇」に、同表六百十の項中「TO六〇〇一」を「TO七三二二」に、同表八百六十の項中「TO六〇〇一」を「TO八〇六〇一・二六二」に、同表八百七十の項中「TO六〇〇一」を「TO七三二〇」に改める。

○厚生労働省告示第百十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百四十四号)第十一条第一項の規定に基づき、蚊媒感染症に関する特定感染症予防指針(平成二十七年厚生労働省告示第百六十号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

前文中「ワクチン」を削り、「存在せず」の下に、「ワクチンも実用化に向けた研究開発が進められている段階であり」を、「蚊媒感染症である」の下に、「ジカウイルス感染症及び」を加え、「及びチクングニア熱」を、「ジカウイルス感染症及びチクングニア熱」に「知られており、また」を「知られている。また、平成二十七年には、インド、台湾等でデング熱の流行が、ブラジルを始めとする中南米地域でジカウイルス感染症の流行が報告されており」に改め、「増加傾向にあることから、輸入感染症例」を削り、「やチクングニア熱」を、「ジカウイルス感染症及びチクングニア熱」に改める。
第二の三中「デング熱やチクングニア熱等」を削る。
第四の二中「チクングニア熱」を「ジカウイルス感染症及びチクングニア熱」に改める。